

貨物船運航業務委託【単価契約】仕様書

酒田市定期航路事業所

1 名称

貨物船運航業務委託【単価契約】

2 場所

酒田港定期船発着所

3 委託内容

(1) 目的

酒田市（以下「委託者」という）は、定期船「とびしま」の法定検査期間中において酒田～勝浦（飛島）間の貨物に関する定期航路運航業務を船主（以下「受託者」という）に委託する。

(2) 使用船舶

貨物に関する定期航路運航業務に係る船舶は、受託者本人が所有する船舶を貨物運搬船として使用し、その船舶は、小型船舶（20トン以下）で、船舶検査証書の用途欄に貨物の積載ができる運搬船、または小型兼用船等と記載されているものとする（以下「使用船舶」という。）

(3) 法令等の遵守義務

海上諸法規を遵守する。

(4) 委託期間

- ① 委託期間は、令和7年10月24日から令和7年11月15日までとし、運航日は委託期間中の金曜日、土曜日、日曜日及び祝日とする。
- ② 前号の運航日以外の日で貨物の取扱量が多いと見込まれた日は、委託者は受託者と協議の上、運航予備日を3日間を上限として指定することが出来るものとする。

(5) 業務完了報告書

- ① 受託者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく委託者に対して業務完了報告書（運航日誌）を提出しなければならない。
- ② 委託者は、前項の業務完了報告書を受理したときには、その日から起算して10日以内にその業務について検査を行わなければならない。

(6) 委託料の支払い

- ① 委託料は、運航及び運航予備日の日数に1日当たりの単価を乗じた金額を合算した金額とする。
なお、委託期間中にあっては、出欠航に関わらず同単価を適用とする。
- ② 委託料は、運航業務委託期間終了後に支払うものとする。
- ③ 委託者は、受託者の正当な請求書を受理した日から30日以内に、委託料を受託者に支払うものとする。

(7) 運航

- ① 使用船舶の運航は、受託者所属の船員が行う。
- ② 受託者は、使用船舶の運航基準で定められた人数と資格を持つ乗組員を確保する。
- ③ 運航時は、酒田市定期航路事業所の船員2人が同乗し、運航の補助を行う。
- ④ 運航は1日1航海とし、その他必要な場合は双方協議の上決定する。
- ⑤ 出欠航の判断は、酒田市定期航路事業所の船員が行う。
- ⑥ 運航時刻は、次のとおりとする。

酒田発 → 勝浦着	勝浦発 → 酒田着
9:15 → 10:45	13:30 → 15:00

※天候により欠航、または運航時刻を変更する場合がある。

(8) 保険及び保険料の支払い

船舶保険の加入と支払いは受託者が行い、貨物保険の加入と支払いは委託者が行う。

(9) 船舶燃料の支払い

酒田～勝浦間の定期運航に使用する使用船舶の燃料については、委託者が負担する。

(10) 船舶の点検整備

受託者は、酒田～勝浦間の定期運航を維持するため船体及び機関の点検整備を10月23日以前までに完了するとともに、定期運航期間中に故障等トラブルが発生した場合は直ちに委託者に報告し修理する。点検整備及び修理にかかる費用は、受託者が負担する。

(11) 損害賠償

火災、衝突等の海難事故について、使用船舶の定期航路運航業務中に受託者及び受託者所属の船員の責により生じた損害については受託者の負担とし、その損害が委託者の責に帰すべき理由により生じたものについては委託者が負担する。

契約期間中における受託者所属の船員の事故については、受託者が処理する。

(12) 天災その他不可抗力による損害

暴風・津波及び台風等の自然現象が直接原因となり、受託者側及び委託者側双方の責に帰すべからざるものにより船舶に損害が生じたときは、受託者はその事実の発生後遅滞なく委託者に報告し、双方協力してその処置解決にあたる。

(13) 秘密の保持

受託者は、定期航路運航業務にあたって知り得た業務上の機密を外部に漏らしたり、他の目的に利用したりしてはならない。

(14) 疑義等の決定

この仕様書は、業務の基本的内容について定めるものであり、この仕様書に明記されていない事項であっても、業務上当然必要と思われるものについては、委託者と協議の上、受託者の責任において実施し、正常な業務執行に努めなければならない。

この仕様書に疑義があるとき、または定めのない事項については、委託者と協議することとする。

以上。